

特集 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえた対応について

令和元年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、国際的に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、未だ世界はパンデミックの真っ只中にあり、我が国においてもその全国的かつ急速なまん延により、社会的、経済的に大きな影響を受けているところです。

特に、令和2年4月、我が国において緊急事態宣言が出されて以降、学術研究の現場においても様々な対応が求められるなかで、研究体制の縮小、知見交換の停滞といった様々な影響が出ているとの声が聞かれました。政府として様々な対策措置が講じられ、独立行政法人日本学術振興会としても新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により影響を受けている各種事業について、可能な限り研究活動への影響や事務負担の増大が生じないように、状況に応じた柔軟な対応を実施してきたところです。

本項では、令和2年度に本会の各事業で実施した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえた対応についてまとめています。今後も研究活動が円滑に進められるよう、各事業において研究者に寄り添った対応措置を講じて参ります。

記

1. 科学研究費助成事業（科研費）	2
2. 二国間交流事業（共同研究・セミナー）	3
3. 日独共同大学院プログラム	3
4. 国際共同研究事業	3
5. 研究拠点形成事業	3
6. 特別研究員事業	3
7. 海外特別研究員事業	5
8. 若手研究者海外挑戦プログラム	5
9. 外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者）	5
10. 日本学術振興会賞	6
11. 日本学術振興会育志賞	6
12. 日中韓フォーサイト事業	6
13. 研究者ネットワークの強化	6
14. 広報	6

1. 科学研究費助成事業（科研費）

- ・緊急事態宣言発出中にホームページ上で臨時の問い合わせフォームを開設し、研究者及び研究機関担当者が電話を使わなくても容易に問い合わせができるようにした。
- ・令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って寄せられた問い合わせへの回答を掲載し、随時更新を行った。
- ・施設に立ち入れないなど事業継続に困難をきたす研究機関や研究者の実態を勘案し、各種提出書類について、締切の延長や、申請手続きの簡素化など以下のような特例的な対応を行った。

（1）応募書類の提出期限の延長

研究活動スタート支援：5月11日→5月29日

3,812件中3,744件（98.2%）が延長期間に提出

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））：5月29日→6月15日

1,232件中1,187件（96.3%）が延長期間に提出

（2）交付内定後の手続きにかかる提出期限の延長

交付申請書および交付（支払）請求書：4月22日→5月22日

※延長後の期限までに提出することが困難な場合も、柔軟に対応

37,572件中32,556件（86.6%）が延長期間に提出

研究成果公開促進費（ひらめき☆ときめきサイエンスを除く）：4月24日→5月22日

384件中304件（79.2%）が延長期間に提出

「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））」（令和元年度に採択された研究課題）交付申請書の提出期限の延長：令和3年3月31日→令和4年3月31日

（3）令和2年度への繰越及び補助事業期間延長承認申請の延長

研究課題の繰越申請：3月1日→3月6日

※3月7日以降も柔軟に対応（手続書類の当初送信期限は2月14日）

3,754件中1,054件（28.1%）が延長期間に提出

補助事業期間延長承認申請書：3月1日→3月13日

6,361件中1,145件（18.0%）が延長期間に提出

繰越承認申請に伴う経費の返納期限の延長：4月19日→5月19日

実績報告書及び実施状況報告書 5月31日→6月30日

（4）実績報告書等の提出期限の延期

85,663件中82,245件（96.0%）が延長期間に提出

研究成果報告書：6月30日→7月15日

21,173件中18,954件（89.5%）が延長期間に提出

研究成果公开发表：令和元（2019）年度補助事業の完了後61日以内→令和元（2019）年度補助事業の完了後91日以内 ※延長後の期限以降も柔軟に対応

6件中2件（33.3%）が延長期間に提出

（5）交付申請の留保

研究成果公開促進費（研究成果公开发表）について、シンポジウム等の準備や開催日の検討が困難な場合には、交付申請を留保できることとし、その場合の交付申請を9月11日まで延長可能とした。

（6）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を事由とする研究課題の令和3年度への繰越申請書の様子を簡略化、補助事業期間の再延長を認めた。

繰越申請：7,450件 前年度（3,754件）と比較して98.5%増

補助事業期間延長承認申請：約9,900件 前年度比約1.6倍

うち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を事由とする申請数

繰越申請：約6,800件

補助事業期間の再延長申請：約3,400件

前年度延長した課題の約 5 割

(7) その他

研究活動スタート支援及び国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））にかかる審査委員の委嘱依頼の回答期限を延長（4月24日→5月15日）

- ・「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」について、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に鑑み、プログラムの準備や開催日の検討が困難となった場合には、交付申請を留保できることとした。令和2年度は全国各地の94機関における160プログラムの実施を支援した。新型コロナウイルス感染症の影響により応募件数は昨年度から減少し294件となった。（令和2年度：415件（186機関））

2. 二国間交流事業（共同研究・セミナー）

- ・令和元年度に実施予定であったセミナー4件について、委託期間を延長して令和2年度も支援した。
- ・オンライン等を介した交流等の実施に必要な設備・備品に係る経費を支出可能とするとともに、委託費の50%以上を旅費に使用するという条件を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。（延長申請件数：共同研究331件 セミナー42件 計373件）
- ・事業終了後の報告書類の提出期限を、4月末日から5月29日に延長するとともに、押印が必要な書類については6月末日まで更に延長した。

3. 日独共同大学院プログラム

- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。（申請件数：2件）

4. 国際共同研究事業

- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。（延長申請件数：22件）
- ・事業終了後の報告書類の提出期限について、4月末日であったところ、受託機関からの申し出により、1ヶ月程度延長した。

5. 研究拠点形成事業

- ・令和元年度に実施していた課題の内、事前の申請により28件について、委託期間を延長して令和2年度も支援した。
- ・研究交流経費総額の50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。（申請件数：A型30件、B型25件）

6. 特別研究員事業

- ・特別研究員事業の制度の基本設計等を踏まえた上で、コロナ禍における特別研究員採用者や申請希望者等の様々な状況に可能な限り対応できるよう、以下の特例措置を講じた。

(1) 書類の提出期限の延長等

- ①在学証明書や学位取得証明書等の「採用手続書類」を、提出期限後も随時受け付けることとする特例措置を講じた。
- ②申請予定者等からの相談、要望を踏まえ、審査スケジュールや審査結果開示時期への影響も考慮するとともに、一部の審査委員には委嘱期間の延長を依頼するなどの調整も行い、申請書の提出期限を可能な限り延期（PD・DC：6月3日→6月15日、RPD：5月7日→6月4日）した。

(2) 制度運用に係る特例取扱いの設定

採用中の特別研究員等からの相談、要望を踏まえ、以下のとおり、制度運用に係る特例措置を講じた。

- ① DC・PD・SPD・RPD を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出たことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置（中断開始時期：令和2年4月～令和3年3月）を設けた。【令和2年7月28日付け通知】

なお、令和2年度末までに、本特例措置の申請者は148人となっている。

- ② 令和2年度に採用期間が終了するDCを対象として、大学が延長を認める在学期間（原則最大6ヶ月）について、採用期間の延長を認める特例措置を設けた。【令和2年7月28日付け通知】

また、当該採用延長期間中の研究奨励金については、該当となるDC等に対して調査を実施するとともに令和3年度予算において別途必要予算を確保し、該当者の研究継続への柔軟な対応を可能とした。【令和2年12月22日付け通知】

なお、令和2年度末で、本特例措置の申請者は224人となっている。

- ③ 海外渡航の延期を余儀なくされた令和元年度採用のCPDを対象に、「義務とする海外渡航期間（主要渡航期間）」を3年→2年6ヶ月に緩和する特例措置を設けた。【令和2年9月28日付け通知】

これにより、3名のCPDが本特例措置を申請し、その後に海外受入研究機関において研究を遂行している。

- ④ 令和3年度採用分PD・RPD・DCの採用内定者を対象として、令和3年4月1日において申請資格を満たさない場合は、令和3年4月1日以降も引き続き採用内定者として取り扱う特例措置を設けた。【PD・RPD：令和3年1月7日付け通知】【DC：令和3年2月19日付け通知】

なお、本特例措置については、19名の採用内定者（PD：15名、RPD：3名、DC1：1名）から申請がなされ、新型コロナウイルスに起因して生じた採用内定者への影響に柔軟に対応した。

- ⑤ CPDを対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置（中断開始時期：令和3年2月～令和4年3月）を設けた。【令和3年1月13日付け通知】

- ⑥ 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による採用中断の実績、及び2度目の「緊急事態宣言」が発出されるなど先行き不透明な状況を踏まえ、引き続き特別研究員の研究活動への様々な支障が生じている状況を考慮し、令和3年度においても、DC・PD・SPD・RPDを対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出たことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置（中断開始時期：令和3年4月～令和4年3月まで）を設けた。【令和3年2月24日付け通知】

なお、上記①～⑥の特例措置については、本会ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響の事象（ケース）毎に分類して、「特別研究員事業における特例措置の活用事例～新型コロナウイルス感染症の影響で研究遂行などに困ったら～」として纏めて掲載し、令和2年度に設けた多数の特例措置を可能な限り分かりやすく発信することに努めている。

- (参考) [特別研究員（採用内定者含む）の皆様へ（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種特例措置について）](https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_oshirase_2020.html) (https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_oshirase_2020.html)
[特別研究員事業における特例措置の活用事例～新型コロナウイルス感染症の影響で研究遂行などに困ったら～](https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_tokurei_2020.html) (https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_tokurei_2020.html)

7. 海外特別研究員事業

- ・令和元年度末頃から寄せられた、他の収入源がなく渡航延期をせざるを得ない複数の採用者からの救済支援を求める要請を踏まえ、急遽日本国内で採用を開始する特例措置を実施し、令和3年3月末時点で33名の採用者に適用した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により研究の遂行に支障が生じた海外特別研究員を対象として、採用期間を延長し、滞在費・研究活動費を追加支援する特例措置を実施し、令和3年3月末時点で85名（平成30年度以前の採用者26名、令和元年度採用者59名）の採用者に適用した。
- ・通常時は出産・育児・傷病に限定されている採用の中断及び延長の取り扱いについて、採用者の状況を考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした申請も特例的に認める措置を実施し、6名の採用者に適用した。
- ・海外特別研究員の日本への一時帰国について、通常時は採用期間中において通算40日間という上限を設けているが、新型コロナウイルス感染症の影響及び海外特別研究員個々人の事情を考慮し、上限を超える一時帰国も柔軟に認めることとした。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない令和2年度採用者に対し、令和3年度に採用を開始することを認める特例措置を実施し、19名の採用者に適用した。
- ・令和3年度採用者を対象として、令和3年4月1日に申請資格を満たさない場合について、最長令和4年1月1日まで採用開始を延期可能とする措置を実施し、2名の採用者に適用した。

(参考) [海外特別研究員（採用内定者含む）の皆様へ（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種特例措置について）](https://www.jsps.go.jp/j-ab/kaitoku_oshirase_2020.html) (https://www.jsps.go.jp/j-ab/kaitoku_oshirase_2020.html)

8. 若手研究者海外挑戦プログラム

- ・令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国が入国制限を強化し、各機関が研究環境の封鎖などを実施したことにより、渡航や現地での研究の実施が困難となった採用者に対し、個々の状況を踏まえ、渡航延期や一時帰国などの取扱について柔軟な対応を実施するとともに、以下の特例措置を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない令和2年度採用者に対し、令和3年度に採用を開始することを認める特例措置を実施し、83名の採用者に適用した。

9. 外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者）

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、令和2（2020）年度外国人研究者（一般）及び外国人招へい研究者（短期）第2回募集回の申請受付期限を、令和2（2020）年5月8日から6月4日に延長した。
- ・緊急事態宣言の発令により研究活動に支障が生じたことを考慮し、一定の要件を満たす者に、採用期間1ヶ月延長を認める特例措置を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響を鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施したほか、一時出国や中断などの取扱について柔軟な対応を実施した。
- ・特例措置の内容については、受入機関に通知するとともに、ホームページで公開している。
- ・博士号取得前後の若手研究者を夏季2か月招へいする外国人特別研究員（サマー・プログラム）では、新型コロナウイルスの影響で新規来日はなかったが、2020年度通年・2021年度プログラム参加、行動制限措置期間を採用期間に含めることを容認する等特例措置を講じた。

(参考) [新型コロナウイルス感染症の影響に伴う採用者への特例措置等（12月21日時点）](https://www.jsps.go.jp/j-inv/news/20201221.html) (<https://www.jsps.go.jp/j-inv/news/20201221.html>)

1 0. 日本学術振興会賞

- ・令和2年4月1日～6日に実施した推薦受付について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、郵送物の受付期間を緩和する等、受付方法の一部変更を行った。

1 1. 日本学術振興会育志賞

- ・令和2年6月1日～5日に予定していた推薦受付について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年7月2日～8日に延期した。

1 2. 日中韓フォーサイト事業

- ・令和元年度に実施していた課題の内、事前の申請により5件について、委託期間を延長して令和2年度も支援した。
- ・研究交流経費総額の50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。(申請件数:9件)

1 3. 研究者ネットワークの強化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった上半期より、主催行事としてシンポジウムや学術セミナー等をオンラインで開催し、日本人研究者に基調講演を依頼し日本との学術交流を深めている。
- ・海外研究連絡センター等の協力を得ながら、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的に、外国人研究者再招へい事業(BRIDGE Fellowship Program)を実施し、51名の研究者を採用した。なお、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響に鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施した。また、同窓会主催のオンラインセミナーにて事業説明を行うなど、積極的に広報活動を行った。

1 4. 広報

- ・公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応をまとめたページを設け、最新情報を速やかにホームページにて提供しています。

(参考) [新型コロナウイルス感染症に関連する対応について](https://www.jsps.go.jp/oshirase_2020-1.html) (https://www.jsps.go.jp/oshirase_2020-1.html)

以上の通り、可能な限り研究活動への影響や事務負担の増大が生じないよう、研究者の状況に応じた様々な対応を実施してきました。これらに加えて審査・採択スケジュールに影響が生じることで我が国の学術研究を止めることの無いよう、各種事業の審査や評価をオンラインでの実施を取り入れる等して滞りなく実施しております。また、各種シンポジウムやセミナー等についても可能なものはオンラインでの開催に切り替えて開催をいたしました。今後も我が国の学術研究の振興という重要なミッションを止めることのないよう、職員が一丸となって業務に取り組んでまいります。